

国立国会図書館所蔵

「東京大学」印記本の背景

西村 正守

現在国立国会図書館の書庫には、「第一大学区開成学校図書」「東京大学法理文三学部図書」「東京大学図書之印」が押された、いわゆる「東京大学」印記本が数多く見出される。なぜか……その由来をここに取り上げてみることにする。

○はじめに（東京書籍館↓東京開成学校）

国立国会図書館と東京大学の交錯は、明治九年に遡る。当館の前身東京書籍館は、明治八年五月湯島聖堂大成殿を飯館として開館したが、翌九年五月東京開成学校校長補浜尾新の懇請を契機として、東京書籍館側より一、四三〇冊、東京開成学校側より四二二冊の法律書を持ち寄り、同年九月二二日東京開成学校敷地内旧教授館第四号に法律書庫を支設した。

この経緯については、既に「刻む百年の歩み―上野図書館文

書―」（参考書誌研究第二二号）の中で「傍の一字を争った法律書庫」として論及したが、この法律書庫は開館以前から既に問題をはらんだ性格のものであり、その設立の理念につき、嶋山義成館長病につき、事実上東京書籍館の運営の責に任じていた館長補永井久一郎は、

本館設立ノ主旨ハ所有ノ書籍ヲ内外人ノ求覽ニ供スベキヲ以テ此規則ニ照準スルトキハ何人ニテモ登館シ適意ノ書籍ヲ展覧スルヲ得セシム
但シ法律書庫ハ傍ラ東京開成学校法学生徒ニ特殊ノ便益ヲ得セシムベキヲ以テ之ヲ該敷地内ニ支設ス

としたのに対し、東京開成学校校長補浜尾新は、「法律書庫ハ主トシテ本校教員生徒ノ参覧ニ供シ……傍ラ人民ノ展覧ニ供ス

……」と「傍」は人民の側につくべきものと異議をとまえ、両者の間に九五カ月にわたる論争が展開された。

しかしながら因縁の法律書庫も、明治一〇年に入るや、西南の風雲漸く急を告げ、政府の戦費用達の要からの諸経費の節減、行政機構の縮小の一端としての本家東京書籍館廃館に伴い、同年三月閉鎖となり、半年余の短かい命を終えた。東京書籍館廃止に際し

教育事務上所要ノ書及ヒ中小学校教科書ヲ教育博物館ヘ法律書庫中ノ書籍若干ヲ東京開成学校ヘ其他ノ書籍ハ悉皆東京府ヘ交付

と決し、東京開成学校へは、三月三一日和漢書六五一冊、洋書三三五冊計九七六冊が交付された。

東京大学法理文三学部第五年報は、この事実を

三月二十九日東京書籍館ノ廃閉ニ因リ本校法律書庫モ並ニ閉チテ衆庶ノ来覽ヲ停ム然レトモ該館ノ律書九百七十六卷ヲ以テ本校ニ交付セラレ且ツ律書閲覧室ハ旧ニ依リ更革セサルヲ以テ本校生徒ノ閲覧ヲ妨クル事ナシ

と報じている。

こうして東京書籍館は東京府に引きとられ東京府書籍館となり、三年後の明治一三年七月、再び文部省の所轄に復し、東京図書館と改称する歴史を歩むこととなる。

○そして（帝国大学—東京図書館）

時移つて明治二〇年一月、思いもかけず東京図書館は、帝国大学（明治一〇年四月東京開成学校は東京医学校と合併、東京大学と改称、さらに明治一九年三月東京大学は帝国大学と改称）から、かつて法律書庫から東京開成学校への交付法律書のほとんどを再び受領することとなった。法律書庫閉鎖以来丁度一〇年後の出来事である。

東京図書館明治二〇年報はこれを、増加図書明細表中に「返還 和漢書六四一冊、洋書一四一冊計七八二冊」と報じ、「表中返還トアルハ嘗テ東京大学ニ永貸シ置タル図書今年帝国大学ヨリノ返還ニ係ル」と注記した。

帝国大学が一〇年前法律書庫閉鎖に際し、「該館ノ律書……本校ニ交付セラレ」と記し、自己の蔵書印を押したものが、なぜ「永貸」となり、この時に及んで返還となったものか、東京図書館側には事情を伺わせる文書は一切見当たらないが、帝国大学側の次の文書が一つの手掛りを示すものといえよう。

貴学ヨリ東京図書館へ御引渡相成候法律書領収証別紙之通該館ヨリ送付致来候ニ付及御転送候也

明治廿年十一月廿六日

文部省文書課長青木保◎

帝国大学書記官永井久一郎殿

貴学より東京開成学校へ引渡す
 法律書籍の収集
 返還書目
 西村竹間
 文部省文書館
 明治二十二年六月十五日

貴学より東京開成学校へ引渡す
 法律書籍の収集
 返還書目
 西村竹間
 文部省文書館
 明治二十二年六月十五日

八十九

かつての東京書籍館長補永井久一郎が、ここで再び帝国大学書記官として登場してくる。「ナショナル・ライブラリー」の理念をめぐって、浜尾新東京開成学校長補と争った永井の執念が、今立場をかえて大学側にあっても、なお変らなかつたものと見るのは思いすごしであろうか。さすれば返還は永井の指示か。一片の文書からの速断は如何かとも思われるが「帝国大学書記官」は、明治一九年三月一日帝国大学令公布に伴い、新設された官職であり、三月六日その初代書記官として任ぜられたのが永井久一郎であつたという背景は、返還の時期が明治一五年でも三〇年でもなく、「明治二〇年」であつたという事実とあわせて、永井久一郎仕掛人説を裏付けるもう一つの論拠といえないであらうか。

この時の帝国大学総長は渡辺洪基であり、かつての論敵浜尾新は、文部省専門学務局長（兼普通学務局長心得）の要職にあ

つた。

東京図書館側の主幹は手島精一であり、返還の受理に当つたのは西村竹間であつた。交付時の九七六冊と返還時の七八二冊の出入りの差は、

追テ本文法律書之内貴学ニ於テ目下御使用中并ニ搜索中ニ係ル分ハ御使用済或ハ御見当ノ上ハ速ニ御引渡相成度右申添候也

の追伸に見られる事由によるものであろう。

法律書庫から東京開成学校への交付書目は、先に「東京書籍館における旧藩蔵書の収集」（図書館研究シリーズ第一五号）の中で紹介済みであるが、これに比し返還書目に脱落しているのは、「寛保律令百箇条」「府中群要」であり、「官中秘策」「訴訟判例」「板倉政要」はその冊数を減じている。

但し、この中の『寛保律令百箇条』は、書庫に現存する。「東京大学」の印記とともに、「明治廿二年六月十五日帝国大学返還」の朱印が押されている。追伸中の「御使用済或ハ御見当ノ上ハ速ニ御引渡」のいずれかに該当するものであろう。

一方返還書目みる洋書は六〇タイトル。その中には、明治八年鮫島尚信から購求の *A Treatise in the Law Relating to Aliens and Denization and Naturalization*、東京開成学校教授米人ドクトル・デー・ユー・ヅカテー (Divie Bethune McCattee) 納付の *A Practical Treatise on Medical Jurisprudence* 等もみられる。これらはいずれも東京書籍館―東京開

同學校

明治九年文部省交付



一

目録表判之書

1876/7/22

二

裁許給同書加印之書

三

中領私物頭之書

四

式知私物頭之書

五

各々上箱再印物之書

六

第源之書

七

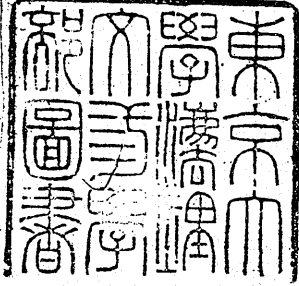
諸役之書

八

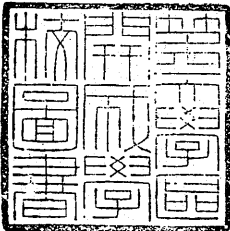
裁許は之書

九

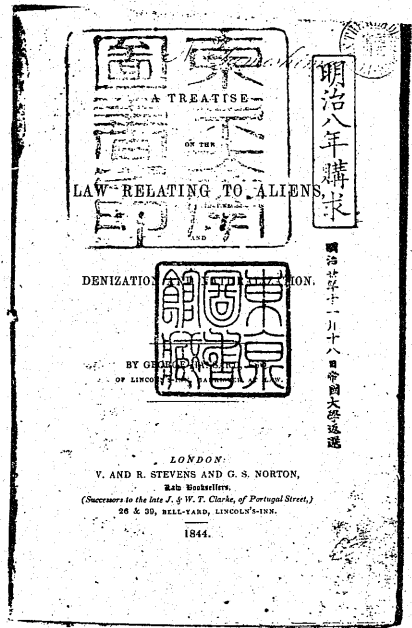
公事吟味落之書



成学校（東京大学→帝国大学）→東京図書館との出入りの浪にまきこまれる運命を辿ったものである。
マカテー教授（明治五年九月→明治一〇年四月、英語・医律・博物・ラテン語担当）にしてみれば、自からが教授をとる東京開成学校（大学図書館）をさげ、あえて東京書籍館に寄贈したのは、彼が自国流に東京書籍館をナショナル・ライブラリーと



みて、同館納付が人民縦覧の便益、資料の最も活用される道と考えての事であつたろうに……。
洋書は現在八五函のほとんどを占め、一部八六〇八八函に散在する。これらの洋書にはすべて「明治廿年十一月十八日帝国大学返還」の朱印が加えられている。



ともあれ、「東京大学」印記本はこうした経緯をへて、今国会図書館書庫にその姿をとどめている次第である。数うれば丁度百年の歳月が経過している。

〇おわりに（国立国会図書館→東京大学）

以上「知ってしまえばそれまでよ、知らないうちが花なのよ」であるが、筆者が法律書庫本の逆流を知ったのは、実は七年前のことであった。

たまたま『官中秘策』を手にして、そこに「閲覧室用（FOR USE IN THE READING ROOM）」という、当館蔵書印としてはみられぬ可愛らしい丸印を見出してからである。

「金沢学校」印、「明治九年文部省交付」印、「東京書籍館」印からみて、この本は府県より交付の旧藩校本であることを示している。しかしこの本にはその他に「東京大学法理文三学部図書」印、「東京大学図書之印」が併わせて押印されている。さて「閲覧室用」の印は東京大学図書館のものかと気付いたが、そこでまた疑問が生じた。

この『官中秘策』は明治一〇年三月、法律書庫閉鎖で東京開成学校へ交付されたリストにある本である。なぜ流出した本が今書庫にあるのであろう。東京大学の蔵書印がある以上、いつの時から逆流してきたものであろう、それはいつの事か……と。

さっ速、日本図書館学会を通じて知己を得ていた東京大学附属図書館の高野彰氏に一筆進呈、問い合わせることにした。折返しの高野氏の回答は次の通りであった。

御問合せの『官中秘策』の件ですが、事實は現在、百年史の編さんに着手したために、文書類は「百年史編集室」に移されてしまいました。多分「諸向往復」という文書類の中に、逆流の様子がわかる記録が見つかるのではないかと思いますが、しばらくの間は、それがありません。

次に蔵書印の件ですが、明治初年の東大関係の蔵書印を複写して同封いたしました。蔵書印については、多少関心がありましたので、文書を調べる時に注意していただのですが、文書の中に関連記事は見つかりませんでした。

御承知のように、東大三学部の系譜は、大学南校、南校、開成学校、東京開成学校、そして東大三学部と続きます。この系

譜の中で「閲覧室」という用語が使われるのは東京開成学校の明治九年の「一覽」からです。それ以前の図書利用規則は「縦覧室」と表現しています。「閲覧室用」の印はこの頃おされたのかと推測したのですが、御送りいただいたコピーから判断すると、東大三学部時代のものとも思えなくありません。

それ故、使用開始から終了までの期間は、明治八年一月から明治一四年の職制の改訂までの間といえるかもしれません。この期間のある時期、又はその全期間内ということになります。

……

「東大三学部印」と「東京大学図書之印」については後者が東大の職制の改訂に伴っておされたと思われる。即ち、一四年に三学部と医学部の図書館が機構上で一本に統合され、「図書館」規則でそれが明言されています。

それ故、先の『官中秘策』の逆流はこの期から後のことではないでしょうか。

これと同時に、同氏著の「東京大学法理文学部図書館史」「帝國大学図書館史」(図書館界第二七巻第五号、第二九巻第四号抜刷)の惠贈を受けた。これで時期は一応明治一四年以降と限定された。そして追って、

さて、先に『官中秘策』の件でお問合せいただきました事ですが、書庫の中で別紙の文書を見つけたのでお役に立てばと思い同封しました。

この文書は「文部省往復」(明治二十年)の綴りに含まれてい

るものです。東京図書館になぜ移管したのかは不明です。

として送られてきたのが、本稿の主軸となった「青木保文部省文書課長発、永井久一郎帝國大学書記官あて」の例の文書である。時に昭和五年一月二十八日であった。

疑問は一気に解決した。あとは東京図書館明治二〇年報に至れば、そこに埋没していた「永貸」「返還」の文字が白日の下に浮かび上った次第である。

筆者が「旧藩蔵書の収集」(昭48・2)、「傍の一字を争った法律書庫」(昭51・3)をとり上げたときには思いもつかぬ事実であった。

筆者の怠慢から、貴重な情報を七年間も放置する結果となった。

ここに高野書簡を紹介させていただき、遅まきながら「旧藩蔵書の収集」「傍の一字を争った法律書庫」の両稿補正の機会を得させていただいた事に対し、あらためて高野彰氏に感謝の意を表する次第である。

(にしむら・まさもり 参考書誌部)